

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案」 及び「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の改正案」に関するパブリックコ メントについて

目的

I M O（国際海事機関）は、海洋環境保全に対する国際的な意識の高まり及び科学的知見の進展を背景に、1992年から有害液体物質の汚染分類の見直し等について検討を行ってきた。平成16年10月MEPC52（海洋環境保護委員会第52回会合）及び平成16年12月MSC79（海上安全委員会第79回会合）において、マルポール条約附属書Ⅱ及びIBCコード（国際ばら積み化学物質コード）の改正が採択された。これらの改正は平成19年1月1日に発効し、我が国に対しても効力を有することになるため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）を改正し、有害液体物質の汚染分類をこれまでのA～D類の4分類からX～Z類の3分類に再編することを予定しており、これに併せて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）等の関係する国土交通省令及び告示についても所要の改正を行うことを予定している。

概要

1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正（マルポール条約附属書Ⅱ改正に伴う改正）

（1）有害液体物質記録簿の記載について

所定の船舶に備え付けられている有害液体物質記録簿の記載に関して、現在、有害液体物質の汚染分類についてはA～D類物質等の別を記載することになっているが、改正後はX～Z類物質等の別を記載することとする。（第12条の2の30関係）

（2）通報等を必要とする排出量について

有害液体物質の汚染分類の再編に伴い、有害液体物質が排出された場合に通報等を要する排出量について、X類物質等については1リットルとする等の改正を行う。（第30条の2の2関係）

（3）有害液体物質記録簿の様式について

附属書Ⅱの改正を受け、有害液体物質記録簿の様式が変更されることから、指定の様式への改正を行う。（第1号の4の4様式関係）

2 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正（マルポール条約附属書Ⅱ改正に伴う改正）

(1) 改正概要

- イ 希釈による事前処理が認められなくなった等、有害液体物質排出防止設備の適用範囲が変更されたことにより、全ての有害液体物質ばら積船に、ストリップング装置、予備洗浄装置、有害液体物質水バラスト等排出管装置、喫水線下排出装置及び通風洗浄装置を義務付けることとする。ただし、事前処理の方法の選択により一部装置については設置する必要はない。(第21条第2項関係)
- ロ 技術基準においては、ストリップング装置の要件であるストリップング残留量を汚染分類に関わらず75リットルに変更する等の改正を行う。(第27条関係)
- ハ これまでタンカーのバラスト用油排出監視制御装置等の設備で排出可能であった油類似有害液体物質を輸送する船舶についても、有害液体物質排出防止設備を義務付ける。(第21条第1項関係)
- ニ ダブルハル構造(二重船殻構造)が義務付けられる有害液体物質の範囲を変更する。(第31条関係)

(2) 経過措置

- イ 国際航海に従事しない有害液体物質ばら積船の改正後の有害液体物質排出防止設備の設置及び技術基準については、有識者等による検討会からの報告に基づき平成19年1月1日以後の最初の定期検査又は中間検査までは、従前の規定を認める経過措置を設ける。
- ロ 有識者等による検討会からの報告に基づき、国際航海に従事しない有害液体物質ばら積船であって、専ら油脂類を輸送する船舶及び次亜塩素酸ナトリウム等の特定の物質のみを輸送する船舶は、平成19年1月1日から10年間、その他の船舶にあつては、平成19年1月1日から5年間、貨物艙の技術上の基準について従前の規定を認める経過措置を設ける。
- ハ 平成19年1月1日前においても、有害液体物質排出防止設備及びダブルハル構造について改正後の技術基準に適合していることを検査できるよう措置する。

3 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正(マルポール条約附属書Ⅱ改正に伴う改正)

(1) 改正概要

- イ 附属書Ⅱの改正を受け、ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書の様式が変更されることから、指定の様式への改正を行う。(第26条関係)
- ロ 2(1)の有害液体物質排出防止設備の変更に伴い、貨物加熱装置等の設備の義務付けを不要にしたことにより、当該装置について検査の準備が必要

な項目から削除する。（第8条及び第9条関係）

（2）経過措置

平成19年1月1日前であっても改正後のばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書を交付することができるよう措置する。

4 危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正

（1）IBCコード改正に伴う改正

イ 改正概要

- ① IBCコードの改正に伴い、液体油脂（改正後のIBCコード第17章中e欄が2(k)とされている物質）をばら積運送する船舶（以下「液体油脂ばら積船」という。）は新たに液体化学薬品ばら積船としての適用を受けることとなったが、国内対応として、「平水区域のみを航行する液体油脂ばら積船」については、有識者等による検討会における対応方針を踏まえ、液体化学薬品ばら積船としての構造・設備要件等の適用を除外する。（第257条の2関係）
- ② 消火装置の遮断弁及び消防員装具の設置に関して、不燃性貨物のみを運送する液体化学薬品ばら積船については、タンカー以外の一般の船舶と同じ要件でよいこととなり、その旨規定する。（第271条、第272条第1項関係）
- ③ IBCコード中、貨物タンク等の具体的な使用材料に係る規定が削除されたことから、国内対応として、従来規定されていた材料以外であっても適切に使用することが認められる場合には使用可能とする旨規定する。（第275条関係）
- ④ これまで適用されていなかった昭和61年7月1日から平成14年6月30日までの間に建造された500トン未満の現存船に対し、制御式貨物タンク通気装置の二重化要件を新たに義務付ける。（平成14年4月1日国土交通省令第56号附則第2条関係）

ロ 経過措置

制御式貨物タンク通気装置二重化に関して、国際航海に従事する船舶に対しては条約発効日である平成19年1月1日から、国際航海に従事しない船舶に対しては新基準の適用を円滑に実施するため条約発効日以後最初のドック入れ又は上架を伴う定期的検査時から適用することとする。

（2）マルポール条約附属書Ⅱの改正に伴う改正

イ 改正概要

- ① 精製油運搬船は、損傷時復原性の要件が改正前マルポール条約附属書Ⅱ第14規則の規定に適合している場合、液体化学薬品である油類似物質を運送することができる旨規定されていたが、今次改正により本規定が削除されたため、本規則においても同規定の削除を行う。（第257条の2関

係)

- ② 液体油脂ばら積船に対し、貨物タンク配置及び損傷時復原性の要件がマルポール条約附属書Ⅱ第4規則1. 3の規定に適合している場合、IBCコードの要件を免除することができるというマルポール条約上の規定を設ける。(第257条の2、第308条、第313条、第314条関係)

5 船舶安全法施行規則の一部改正（IBCコード改正に伴う改正）

液体油脂をばら積運送する船は新たに危険物ばら積船としての適用を受けることとなったが、有識者等による検討会における対応方針を踏まえ、国内対応として「平水区域のみを航行する液体油脂をばら積運送する船」については「危険物ばら積船」としての船舶安全法の適用を除外する。(第2条第2項第3号二、第4条の2第4号関係)

6 海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部改正（IBCコード改正に伴う改正）

(1) 改正概要

IBCコードの改正を受け、国際液体化学薬品ばら積船適合証書の指定の様式への改正を行う。(第5号の3様式関係)

(2) 経過措置

平成19年1月1日前においても、改正前の国際液体化学薬品ばら積船適合証書の交付を受けている船舶の所有者の申請に応じ、改正後の国際液体化学薬品ばら積船適合証書に相当する証書を交付することができる旨規定する。

7 船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正（IBCコード改正に伴う改正）

(1) 改正概要

イ 油類似物質を定める規定を削除し、液体油脂を定める規定を新たに追加する。(第35条の2関係)

ロ IBCコードの第15章（特別要件）及び17章（最低要件一覧）の改正に伴い、本告示別表8の3を全面改正する。(別表8の3関係)

(2) 経過措置

有識者等による検討会における対応方針を踏まえ、所要の経過措置を設ける。

8 その他所要の改正等

その他所要の改正及び改正省令等の円滑な施行を実施していく観点から関連通達の整備等を行うこととする。

スケジュール（予定）

公 布：平成18年10月2日

施 行：平成19年1月1日